

令和3年度

第12回定例農業委員会会議録

令和4年3月22日 開催

令和4年3月22日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第12回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第4号

令和3年度 第12回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月16日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年3月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年3月22日 午前 9時30分

閉会 令和4年3月22日 午前 11時00分 (会期1日)

第1日目(3月22日)

出席委員 18名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
		13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

議事録署名委員

4番 國重 義廣 委員、 5番 森 健人 委員

欠席

6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起

副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

議事日程

令和 4 年 3 月 22 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 青年等就農ヶ池核の認定について
- 第 10 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和 4 年 3 月 農業委員会議事録

午前 9 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 12 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6 番 福家 範行 委員の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、4 番 國重 義廣 委員、5 番 森 健人 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、1 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、県外に居住し財産の処分を検討していた譲渡人と、会社の退職

を機に経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。また、譲受人は本案件の農地に加え、譲渡人所有の宅地 [REDACTED] についても購入予定です。

譲受人の農家世帯としての経営面積は、[REDACTED] にはありませんが、[REDACTED] において 23,260 m²で下限面積を超えており、現所有農地については、[REDACTED] からの精農審査表で適正に維持管理されていることを確認しています。

取得後の営農計画としては、野菜及びミカンです。

譲受人の農作業歴としては、2年間の研修を含めて4年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、今後、耕耘機、トラックを各1台導入予定です。また、野菜やミカンの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は購入予定の宅地からは10m、徒歩で1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は1件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。今月は4件です。

議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： 住宅用地、その他業務用地

施設の概要： 住宅兼納屋2階建1棟 225.41 m²、露天貸資材置場

申請事由： 宅地拡張・貸資材置場

説明：【理由】 申請者は、昭和44年に設立し土木建築請負業を営む法人の代表取締役です。事業規模拡大に伴い、自身の所有する土地で作業効率のよい本申請地に資材置場を拡張しようと計画したものです。資金の関係上申請人が転用事業を行い、法人に貸すものです。

令和2年4月頃、造成したところを発見し、許可を得ていなかったため、許可

を得るよう指導していました。また、隣接する納屋については、平成10年頃に農機具及び家財道具の増加により住宅兼納屋を建築していたことも発覚しました。

その後、所有者が亡くなり相続の関係で時間は経ってしまいましたが、息子である本申請者より提出されました。

法に反してしまったことを深く反省し、始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

- 【資金】 本申請に伴う費用はありません
- 【期間】 平成10年頃（納屋）、令和2年4月（貸資材置場）
- 【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。
- 【排水】 雨水：自然浸透及び排水桝を設置、 汚水：なし
- 【他法令許可】 -
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 [REDACTED]

議案第2号-2

- 地図・図面： [REDACTED]
- 申請地： [REDACTED]
- 地種： 第1・2種農地
- 併用地： [REDACTED]
- 申請者： [REDACTED]
- 用途： 商業・サービス等用地
- 施設の概要： 事務所平屋建1棟 33.11㎡、倉庫平屋建1棟 67.96㎡ 合計 101.07㎡
- 申請事由： 貸事務所・貸倉庫

説明：【理由】 申請者は、昭和63年に設立し建築工事業を営む法人の代表取締役です。業績の向上による事業規模拡大に伴い、既存の倉庫・作業場が手狭となり、自身の所有する土地で作業効率のよい本申請地に事務所及び倉庫を増築しようと平成元年頃に計画し建築したものです。資金の関係上申請人が転用事業を行い、法人に貸すものです。

令和2年12月頃発見し、許可を得ていなかったため、許可を得るよう指導していました。令和3年4月に農用地の除外申請が出され、7月の改選前の委員会ですがご協議いただいた件です。

無知とは言え不注意だったと深く反省し、始末書も添付されていることと、一部第1種農地ですが、不許可の例外規定の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから追認許可はやむを得ないと考えています。

- 【資金】 本申請に伴う費用はありません
- 【期間】 平成元年頃
- 【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。
- 【排水】 雨水：自然浸透及び排水桝を設置、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-3

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 1 種農地

併用地：

申請者：

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天資材置場

申請事由： 貸資材置場

説明：【理由】 申請者は、昭和 44 年に設立し土木建築請負業を営む法人の代表取締役です。事業規模拡大に伴い、自身の所有する土地で資材置場を計画し平成 3 年頃に造成しました。資金の関係上申請人が転用事業を行い、法人に貸すものです。

第 1 号案件を発見した際に調査したところ、この件も発覚したもので、許可を得ていなかったため、許可を得るよう併せて指導していました。

法に反してしまったことを深く反省し、始末書も添付されていることと、第 1 種農地ではありますが、平成 8 年から平成 21 年に行ったの区域内の農地で非農用地協議も整っていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う費用はありません。

【期間】 平成 3 年頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。

【排水】 雨水：自然浸透、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-4

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

申請者：

用途： その他業務用地

施設の概要： 倉庫平屋建 2 棟 115.3 m²、露天資材置場

申請事由： 貸資材置場

説明：【理由】 前案件と同様、申請者は、昭和 44 年に設立し土木建築請負業を営む法人の代

表取締役です。事業規模拡大に伴い、自身の所有する土地で資材置場を計画し平成3年頃に造成しました。資金の関係上申請人が転用事業を行い、法人に無償で貸すものです。

第1号案件を発見した際に調査したところ、この件も同時に発覚したもので、許可を得ていなかったため、許可を得るよう併せて指導していました。

法に反してしまったことを深く反省し、始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う費用はありません。

【期間】 平成3年頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。

【排水】 雨水：自然浸透、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は4件です。

議案第3号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第2種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

形態： 転用

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天資材置場・進入路

申請事由： 資材置場・進入路

説明：【理由】 申請人の妻が、土木建築工事業を営む経営者の親族で申請人も採用が決定し勤務する予定です。現在、会社の2階を住居としていますが子供の出産に伴い併用地の宅地を購入することとなりました。

一方、譲渡人も後継者がいないことから土地の処分を考えていたところで、新たな資材置場を探していた会社との意向が合致したため、自宅建設予定地横で安全に管理できる本申請地で計画を立てました。

関係者協議の結果、申請人が転用者となり会社に貸すことで協議が整い申請に至ったものです。

また、進入路部分について、平成 23 年頃に宅地所有者が農地所有者に了解は得ているものの、工事を行い無断状態であったため、両者連名の始末書が添付されています。

【資金】 土地代 200 万円 造成費 20 万円、建築費 0 万円
自己資金 220 万円、借入金 0 万円 合計 220 万円

【期間】 令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日

【造成】 表土を剥ぎ取り後、整地のみ コンクリート擁壁なし

【排水】 雨水：最終柵より南側併用地を經由し水路へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-2

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

形態： 転用

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 60.00 m²

申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 農地法第 4 条の第 1 号案件を発見した際に調査したところ、この件も同時に発覚したもので、許可を得ていなかったため、許可を得るよう併せて指導していました。

平成 17 年頃に結婚に伴い父親（当時は祖父）の所有する土地に分家住宅を計画し建築したものです。

法に反してしまったことを深く反省し、始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う費用はありません

【期間】 平成 17 年 3 月 1 日～平成 17 年 7 月 31 日

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。

【排水】 雨水：最終柵より西側水路へ放流

汚水：南側併用地を經由し公共下水道へ接続

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-3

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

形態： 転用

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天駐車場

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 申請人は、綾川町陶に主たる事務所を置き、昭和 53 年に設立、卵の加工販売などを営む法人です。

卵の運搬用トラックが複数台同時に出入りする際に、現在の敷地内に待機スペースがなく近くの路上で一時待機し搬入を調整している状況であるための待機場場確保と、現在の従業員駐車場に資材置場を計画したことで新たに従業員駐車場が必要となったため、隣接する土地所有者と売買契約を整え申請に至ったものです。

【資金】 土地代 400 万円 造成費 800 万円、建築費 0 万円
自己資金 1200 万円、借入金 0 万円 合計 1200 万円

【期間】 令和 4 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.58m（最大） 切土 なし
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：溜枡を設置し東側水路へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 公共用財産の用途廃止申請

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-4

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人：

譲受人： [REDACTED]

形態： 転用

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 8 棟 476.88 m² (59.61 m²/棟)

申請事由： 分譲住宅

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和 52 年に設立、土木工事及び建築工事の設計、施工を主に営む法人です。

[REDACTED]で住宅化が進む中、新たな顧客需要の見込みがあると不動産情報を得たため、[REDACTED]で土地を探していたところ、高齢で管理に苦慮していた譲渡人との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 700 万円 造成費 500 万円、建築費 4,000 万円
自己資金 5,200 万円、借入金 0 万円 合計 5,200 万円

【期間】 令和 4 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日

【造成】 花崗土による盛土 H=1.2m～2.2m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=1.17m～2.2m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側国道側溝へ放流、 汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 開発協議、町道及び国道工事許可申請

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

以上、4 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号についてです。なお、案件第 4 号に川西正廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 4 号案件について、説明します。

P.6 をご覧ください。

議案第 4 号-4

所在： [REDACTED]

利用権： 使用貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

借受人経営面積： 76,457 m²

利用目的： 水稲

期間： R4.4.1～R10.3.31（6年間）

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第7号に滝川廣男委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いいたします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第7号案件について、説明します。

P.8をご覧ください。

議案第4号-7

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 112,964.35 m²

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間10a当たり5,000円

期間： R4.4.1～R7.3.31（3年間）

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第7号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第7号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第13号に谷本利信委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第13号案件について、説明します。

P.11をご覧ください。

議案第4号-13

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 50,309 m²

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間10a当たり5,000円

期間： R4.4.1～R7.3.31（3年間）

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

案件第13号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第13号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 14 号から 16 号に私に関係する案件が含まれます。審議の間、退室いたしますので、谷本会長職務代理に議事進行をお願いします。

【 退室 】

職務代理

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 14 号案件から 16 号案件について、説明します。

P.12 をご覧ください。

議案第 4 号-14

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 38,905 m²

利用目的： 野菜

賃料： 年間 10 a 当たり 5,000 円

期間： R4.4.1～R10.3.31 (6 年間)

議案第 4 号-15

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 38,905 m²

利用目的： 水稲

賃料： 年間 10 a 当たり 5,000 円

期間： R4.4.1～R10.3.31 (6 年間)

議案第 4 号-16

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 38,905 m²

利用目的： 水稲

賃料： 年間 10 a 当たり 5,000 円

期間： R4.4.1～R10.3.31 (6 年間)

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理

案件第 14 号から 16 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

職務代理

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の、案件第 14 号から 16 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

職務代理

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。中添会長は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.5～P.17 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 14 件 合計 38,064.13 m²

内訳

新規契約： 1 番～3 番、5 番～6 番 5 件 11,518 m²

更新契約： 8 番～12 番、17 番～20 番 9 件 26,546.13 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 4 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号についてです。なお、案件第 1 号から 5 号に三好満委員に関する案件が含まれます。また案件第 3 号には三好光春委員に関する案件も含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、まず案件第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 3 号案件について、説明します。

P.19 をご覧ください。

議案第 5 号-3

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 132,155 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R4.4.1～R10.3.31 (6 年間)
以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 3 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 3 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好光春委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、三好満委員に関係する残りの案件について事務局より説明を願います。

事務局

はい。残りの案件である第 1 号、2 号、4 号、5 号案件について、説明します。

P.18～P.21 をご覧ください。

契約件数： 4 件 (24 筆) 合計 18,614 m²

利用権： 賃貸借権

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 132,155 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R4.4.1～R10.3.31 (6 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 1 号、2 号、4 号 5 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第1号、2号、4号、5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好満委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第7号に井脇弘幸委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第7号案件について、説明します。

P.21をご覧ください。

議案第5号-7

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 209,866 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り10,000円

期間： R4.4.1～R10.3.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第7号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第7号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井脇委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第9号に私に関係する案件が含まれます。審議の間、退室いたしますので、谷本会長職務代理に議事進行をお願いします。

【 退室 】

職務代理

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第9号案件について、説明します。

P.22をご覧ください。

議案第5号-9

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 38,905 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り10,000円

期間： R4.4.1～R10.3.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理

案件第9号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

職務代理

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第9号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

職務代理

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。中添会長は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 11 号に滝川廣男委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第 11 号案件について、説明します。

P.24 をご覧ください。

議案第 5 号-11

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 112,964.35 m²

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R4.4.1～R14.3.31 (10 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 11 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 11 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.18～P.29 をご覧ください。

契約件数： 13件 合計 29,279 m²
新規契約： 6番、10番、12番～14番、16番～19番 9件 15,160 m²
更新契約： 8番、15番、20番～21番 4件 14,119 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、6番を [redacted] へ、8番及び14番を [redacted] へ、10番を [redacted] へ、12番及び19番を [redacted] へ、13番を [redacted] へ、15番を [redacted] へ、16番から18番を [redacted] へ、20番を [redacted] へ、21番を [redacted] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第2号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第2号案件について、説明します。

議案第6号-2 (変更)

予定認定番号： 26-3-再1号

申請者： [redacted]

住所： [redacted]

生(設立)年月日： [redacted]

作目・部門名：(R8目標) 水稲、麦、ブロッコリー

農業経営等に関する目標：(R8目標)

水稲(コシヒカリ)	100 a	4,800 kg
水稲(あきさかり)	300 a	15,300 kg
水稲(おいでまい)	700 a	33,600 kg
麦	900 a	36,000 kg
ブロッコリー	100 a	21,000 kg

目標所得： 600万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和4年3月22日

予定認定期間： 令和1年8月26日～令和6年8月25日

説明： 令和3年12月22日に経営主である[]と後継者である[]が家族経営協定を締結したため、農業経営改善計画を共同申請に変更するものです。経営面積、作目等の計画については現在の計画から変わりありません。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい、残りの案件について説明します。

今月は、新規1件、更新8件の申請がありました。

議案第6号-1（新規）

予定認定番号： R3-5号

申請者： []

住所： []

生（設立）年月日： []

作目・部門名：（R8目標） 苺

目標所得： 400万円

年間労働時間： 2,000時間

説明： 窒素中断や夜冷などを活用することで花芽のばらつきを抑えるとともに、病害虫の防除を徹底することで、安定した出荷を確保する計画となっています。

議案第6号-3（更新）

予定認定番号： 8-6-再5号

申請者： []

住所： []

生（設立）年月日： []

作目・部門名：（R8目標） 水稻、きゅうり

目標所得： 370万円

年間労働時間： 2,000時間

説明： 排水の悪い農地について、高畝栽培とする排水対策により病気の発生を抑え収量の安定化を目指す計画となっています。

議案第 6 号-4 (更新)

予定認定番号： 8-8-再 5 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) 水稻、きゅうり、ホウレンソウ

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： キュウリの養液土耕システムを更新することで収量の安定化を図るとともに、ホウレンソウの収穫機や調製機を購入し収穫作業の省力化によって増反する計画となっています。

議案第 6 号-5 (更新)

予定認定番号： 8-11-再 5 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) キュウリ、苺、ブロッコリー、スイートコーン、キャベツ、青ネギ、葉物全般

目標所得： 500 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： キュウリの病害虫防除を徹底することで面積当たりの収量を増加させるとともに、露地野菜の作付面積を拡大することで露地野菜の総出荷量を拡大する計画となっています。

議案第 6 号-6 (更新)

予定認定番号： 8-12-再 5 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) 水稻、小麦、大豆、ブロッコリー

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： 施肥量や農薬の散布量などを見直すことで、肥料費や農薬費などの経費を削減し所得向上に努める計画となっています。

議案第 6 号-7 (更新)

予定認定番号： 8-17-再 5 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) 苺、水稻

目標所得： 1,200 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： 自動灌水の導入を検討し、作業の省力化を図っていくとともに、計画的に機械の更新を行い機械トラブルの発生を抑制する計画となっています。

議案第 6 号-8 (更新)

予定認定番号： 8-17-再 5 号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：(R8 目標) イチゴ、水稻

目標所得： 650 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： 栽培ベンチの改修を行うことで作業性の解消及び省力化に取り組むとともに、後継者への経営移譲に向けて資金面や名義等の準備を進める計画となっています。

議案第 6 号-9 (更新)

予定認定番号： 8-18-再 5 号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：(R8 目標) 鉢花（カーネーション、パンジー、ラナンキュラス、ハボタン、その他）

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： 播種機、発芽機を導入することで天候に左右されず高品質で均一な苗を育てるとともに、これまで据え置いてきた販売単価を交渉し上げることで目標所得の達成を目指す計画となっています。

議案第 6 号-10 (更新)

予定認定番号： 8-17-再 5 号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：(R8 目標) イチゴ、水稻

目標所得： 600 万円

年間労働時間： 1,800 時間

説明： 労力に対して経営規模が大きく十分な管理が行き届いていないため、作付面積を減少させ管理を徹底することで、面積当たりの収量を増加させる計画となっています。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 7 号青年等就農計画の認定について説明します。今月は 3 件の申請です。

議案第 7 号－1

予定認定番号： 就農 R3－1

申請者： [REDACTED]

住 所： [REDACTED]

生年月日： [REDACTED]

営農類型： 苺

生産量目標：(令和 8 年度目標)

苺 19.0 a 8,000kg (10 a 当り 4,210 kg)

所得目標：4,800 千円

労働時間：2,280 時間

農業経営改善の方向の概要：

新設ハウスで経営を開始した後、親族からハウスを継承して経営を確立する計画となっています。農業技術の向上、規模拡大等によりイチゴの単一経営で安定した所得確保を目指していきます。

説 明： [REDACTED] の技術・知識の習得状況ですが、令和 3 年 4 月から令和 3 年 7 月まで香川県立農業大学校の就農準備研修 野菜コースで農業の基礎知識や経営管理の講座を受講しています。また令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで、父親である [REDACTED] の下でイチゴ栽培全般に関する研修を受けています。

議案第 7 号－2

予定認定番号： 就農 R3－2

申請者： [REDACTED]

住 所： [REDACTED]

生年月日： [REDACTED]

営農類型： 苺

生産量目標：(令和 8 年度目標)

苺 11.0 a 5,000kg (10 a 当り 4,545 kg)

所得目標：2,600 千円

労働時間：2,400 時間

農業経営改善の方向の概要：

新設ハウスで経営を開始し、農業技術の向上、作業の効率化、規模拡大等により、施設イチゴの経営で安定した所得確保を目指す。

説 明： [REDACTED] の技術・知識の習得状況ですが、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで、JA

香川県農業インターン事業を活用し、[REDACTED]の下でイチゴ栽培技術全般に関する研修を、香川県立農業大学校にて農業簿記に関する研修を受けています。

議案第7号-3

予定認定番号： 就農 R3-3

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生年月日： [REDACTED]

営農類型： 苺

生産量目標：(令和8年度目標)

苺 11.0 a 5,000kg (10 a 当り 4,545 kg)

所得目標：3,600 千円

労働時間：2,400 時間

農業経営改善の方向の概要：

既設ハウスの賃借で経営を開始し、農業技術の向上、作業の効率化、規模拡大等により、施設イチゴの経営で安定した所得確保を目指す。

説明： [REDACTED]の技術・知識の習得状況ですが、先ほどの[REDACTED]と同じく令和3年4月から令和4年3月まで、JA 香川県農業インターン事業を活用しており、[REDACTED]の下でイチゴ栽培技術全般に関する研修を、香川県立農業大学校にて農業簿記に関する研修を受けています。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、報告第1号「農業経営改善計画の認定（県）について」説明します。

令和2年4月1日より農業経営改善計画の認定事務が変わり、複数の市町にまたがる経営を行っている農業者は県の認定、県をまたがる場合は、国の認定となります。

市町村が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と照らし合わせて適当と認めて、県や国が認定するという流れになります。

報告第1号-1

申請者名： [REDACTED]

認定に係る関係市町： [REDACTED]

作目・部門名： 採卵鶏、小原紅早生、ブロッコリー、水稻

農業経営等に関する目標：

作付面積・飼育頭数	生産量	10 a 当り
-----------	-----	---------

採卵鶏	4,000 羽	720t	-
小原紅早生	100 a	35,000 kg	3,500 kg
ブロッコリー	200a	20,000 kg	1,000 kg
水稻	100 a	4,500 kg	450 kg

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 2,000 時間

2月1日に書面開催された綾川町地域再生協議会担い手部会で承認の意見いただき、計画については適当であると回答しております。

以上、よろしくお願ひします。

議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第4号議案の案件第4号、7号、13号から16号及び、第5号議案の案件第1号から5号、7号、9号、11号及び、第6号議案の案件第2号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第11回定例農業委員会を閉会いたします。

午前11時00分

閉会